

御代田北小学校 学校いじめ防止基本方針(令和 7 年5月改訂)

御代田町立御代田北小学校

本方針は、「いじめ防止対策基本法」(平成 25 年法律第 71 号)第 13 条により、御代田北小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

1 いじめ問題に対する基本理念

(1)いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利だけでなく、人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

学校は、いじめを受けた児童の生命・心身の保護を優先する。

(2)いじめは、どの学校・どの学級・どの児童でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係といえる児童はいない。すべての児童を対象に、いじめは絶対に許されないことを示し、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

(3)いじめの問題は、教職員等が一人で抱え込む問題ではない。学校として保護者や関係機関と連携し、教職員が一丸となって組織的に問題解決に取り組む対応する。

※教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反しうることから、教職員間での情報共有を徹底する。

2 いじめ防止に関する学校の組織について

(1)「生徒指導委員会(いじめ防止)」の構成

◎生徒指導主任、養護教諭、該当担任、校長、教頭

状況に応じて、スクールカウンセラー、学年主任及び教員、その他校長が必要と認める者(保護者・関係者等)

(2)役割

○いじめの未然防止・早期発見の中心的役割を果たす

○いじめ防止等の取組の計画立案と評価を行う

○事案や相談窓口寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し、対応を検討する

○情報を集約し、記録する

○状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等外部との連携を図り、体制を整える

3. いじめの未然防止について

(1)いじめ防止の環境づくり

・人権尊重を、学級経営・授業づくり等すべての活動の基盤とする学校づくり

・児童の生活状況の把握(学年会・職員会・教務会・校長面談・児童を語る会・学校運営連絡協議会等)

・相談体制の充実(相談窓口の常設・個人懇談)

・SNS を介したインターネット上等によるいじめ防止のための取り組み

(2) 指導方針等の周知

- ・学校は、いじめに対して厳正に対応することを児童及び保護者に周知する。
- ・学校は、いじめの軽重にかかわらず、全教職員での情報の共有化を図る。
- ・学校は、いじめの行為が犯罪として取り扱うべきものや児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるものと判断できる場合は、いじめを受けた児童を徹底して守り通すという観点から、警察等の機関と必要に応じて連携した対応をとる。また、このことを児童及び家庭へ周知する。

4. いじめの早期発見と相談・通報について

(1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施

- ・児童対象のアンケート調査を実施し、結果を分析する。
- ・保護者面談や学級懇談を活用し、いじめの早期発見・相談に努める。
- ・学期に1回以上、担任と個別の相談時間を全学級で全児童に対して設ける。

(2) 全教職員による授業時間・休み時間・放課後等の観察

- ・授業時間・休み時間・放課後等の観察
- ・違和感を持った場合は、小さなことでもすぐに情報を共有する。

(3) いじめに関する窓口の常設

- ・相談窓口を設置し、日常的な相談・対応の窓口としての活動を推進する。
- ・全職員自身がいじめに関する窓口であるという認識を持つようにするとともに、児童及び保護者に対して、全職員自身がいじめに関する窓口であることを自覚する。
- ・児童がいじめに関わる事案を校内で相談できない場合に対応できるように、外部相談窓口の存在について周知する。ポスター等も常時掲示する。

(4) いじめ早期発見と対応に関する研修の実施

- ・いじめ防止対策や対応に関わる研修を校内研修に位置付け、計画的に実施する。
- ・事案検討委員会を実施し、防止対策や対応に関わる研鑽を積む。
- ・アンケートの定期実施により、いじめ事案等の早期発見に努め、また、それに基づいた対応を行うことにより、早期解決を目指す。

5. いじめを認知した場合の対応について

(1) いじめにかかわる聞き取り

- ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童、その周辺にいたと思われる児童個々から、その際に適切と思われる職員が複数で、事案に関わる状況を聞き取り、記録に残す。聞き取り内容に齟齬があった場合は、改めて聞き取りを行い、事実確認を行う。なお、聞き取り時には児童の心身状態の把握に努め、適切な対応を行う。

(2) いじめを受けた児童の安心安全確保と支援体制の構築

- ・聞き取りにより確認した内容に基づき、いじめを受けた児童の希望を考慮しながら、生徒指導委員会は安心安全の確保の方法(いじめを行った児童への指導・いじめを行った児童との隔離・いじめを行った児童の保護者への指導の依頼等)を検討し、すぐに実行する。
- ・生徒指導委員会は、いじめを受けた児童の安心安全を確保し続けるために支援体制を、いじめを受けた児童と

その保護者の了解のもと、すぐに構築する。

(3)家庭や関係機関、専門家との協力体制の構築

- ・生徒指導委員会は、関係児童の保護者への当該いじめ事案に関わる事実を連絡するとともに、家庭の協力を依頼する。(いじめを受けた児童の保護者への学校管理下におけるいじめを防げなかったことへの説明等を含む。)
- ・生徒指導委員会は、必要に応じて、関係機関への協力を要請する。

(4)いじめを受けた児童及びその保護者のケアや支援

- ・生徒指導委員会は、いじめを受けた児童の安心安全を確保し続けるための支援体制を維持するとともに、いじめを受けた児童の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができるようにする。
- ・生徒指導委員会は、いじめを受けた児童の保護者のその後の相談にも真摯に対応することを伝えとともに、今後の指導内容・方法について、いじめを受けた児童及びその保護者と協議し、その結果に基づき指導を行う。

(5)再発防止のための指導・啓発

① いじめを受けた児童に対して

- ・生徒指導委員会は、いじめを受けた児童の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談が出来ることを積極的に声がけする。
- ・生徒指導委員会は、いじめを行った児童からいじめを受けないように措置をするとともに、同じ児童からいじめや何らかの威圧を受けた場合やその不安を感じた場合は、教職員にすぐ知らせるようにするとともに、いじめを受けた児童の安心安全を確保するために十分な対応をするということをはっきりと伝える。

② いじめを行った児童に対して

- ・生徒指導委員会は、「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを確実に伝え、自分の行為を反省する機会を設ける。
- ・生徒指導委員会は、いじめを行った事実と家庭の協力を求めること・必要に応じて関係機関への連絡をすることを、当該児童の保護者に連絡することをしっかり伝え、自分の行為の重大性を感じさせる取り組みも行う。
- ・「いじめ」について、その行為そのものは許されるものではないが、いじめを行った児童の人格等を否定するものではない。生徒指導委員会は、当該児童のケアや支援のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができることを積極的に声がけする。

③ 周囲の児童へ

- ・「いじめは、どこでも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係といえる児童はいない。学校は、いじめの問題にかかわる対象を全児童と考える」ことを児童へしっかり伝え、いじめ撲滅へ向け、学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- ・相談、通報は適切な行為であり、SOSを出すことの重要性を伝え、いじめ撲滅に向け声を上げることが大切であることを繰り返し児童に伝えていく。

(6)いじめ事案に関わる情報提供

- ・生徒指導委員会は、いじめの状況によって、医療機関に連絡し、情報提供を行い情報の共有化を図る。

(7)具体的ないじめの態様の例

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことと言われる

- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査したうえでいじめにあたるか否かを判断する

※いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。

※いじめが解消している状態とは、以下の2つの要件が満たされていることを指す。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状況が相当の期間(3か月が目安)継続している。
- ②被害者が心身の苦痛を受けていない。(本人や保護者との面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)

6. 重大案件への対処について

(1)重大案件とは

- ① いじめにより生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（法28条第1項第1号）
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害をこうむった場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされているとき（法28条第1項第2号）
 - ・概ね30日間を目安とする。

ただし、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

(2)報告と対応

報告書内容:①いつ(いつ頃から)

②誰が

③誰から

④どんないじめ

⑤認知後の学校の対応(誰が、誰に、どんな対応をして、どんな結果になったか、今後の対応をどうするか(当該児童・その他の児童・保護者等への対策を含む))

※いじめを受けた児童の身体的状態によっては、事故報告書も提出する。

作成手順:担当者の聞き取り等→事実の確認→書面→教頭・校長の確認

生徒指導委員会は、いじめを受けた児童の安心安全の確保を優先し、「5. いじめを認知した場合の対応について」に基づいて、迅速な対応を行う。

(3)調査

- ① 調査主体 生徒指導委員会
- ② 調査方法
 - ・いじめを行った児童からの聞き取り
 - ・関係した児童、見ていた生徒等からの聞き取り
 - ・個人的な関係によるものでない場合、アンケート調査
- ③ 調査内容
 - ア:いつ(いつ頃から) イ:誰が ウ:誰から エ:どんな
 - オ:いじめを生んだ背景・事情 カ:児童の人間関係 キ:認知後の学校の対応 等

7. 校内における研修体制

- ・いじめの未然防止に関する研修(いじめに関する実態把握含め)
- ・いじめ対応に関する研修
- ・自尊感情や自己肯定感を高める研修
- ・教育相談体制に関する研修
- ・いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針等の周知等に関する研修
- ・SNS を介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど

8. 公表、点検、評価等について

(1)学校いじめ防止基本方針の公表

- ・学校のホームページに学校いじめ防止基本方針を掲載する。
- ・PTA 総会・研修会・懇談会等を利用して、学校いじめ防止基本方針を紹介する。

(2)いじめ事案への取り組みの評価・分析

- ・児童及び保護者対象のアンケート調査を実施するとともに、結果を集計し分析する。
- ・いじめ防止についての取り組み結果を集計し分析する。

(3)学校いじめ防止基本方針の見直し

- ・北小応援団(学校運営評議員会)、学校評価等から学校いじめ防止基本方針に対する意見を求める。
- ・児童及び保護者対象のアンケート調査の分析から必要な見直しを行う

9. その他

- (1)この「学校いじめ防止基本方針」に示されるものの他、「学校いじめ防止基本方針」に必要な事項は、生徒指導委員会が中心となり、校内で十分に検討し、校長の責任において定める。
- (2)この「学校いじめ防止基本方針」を改訂した場合は、改定日を掲載し、改訂後の「学校いじめ防止基本方針」を速やかに公表する。

この「学校いじめ防止基本方針」は令和7年5月1日から施行する。